

○高槻市スポーツ推進審議会規則

平成 25 年 3 月 28 日

規則第 16 号

改正 令和元年 7 月 22 日規則第 18 号

令和 5 年 8 月 1 日規則第 38 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、高槻市附属機関設置条例（平成 24 年高槻市条例第 36 号）第 5 条の規定に基づき、高槻市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

**第 2 条** 審議会に会長及び副会長各々 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 3 条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明等の聴取)

**第 4 条** 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

**第 5 条** 審議会の庶務は、市民生活環境部において処理する。

(令元規則 18・令 5 規則 38・一部改正)

(委任)

**第 6 条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (令和元年 7 月 22 日規則第 18 号)

この規則は、令和元年 8 月 13 日から施行する。

**附 則** (令和 5 年 8 月 1 日規則第 38 号)

この規則は、公布の日から施行する。